



れいわ
令和7年4月1日
ねん がつ にち

すずかし

じょうれい

鈴鹿市こども条例

スタート!!

えがお

こどもの笑顔を まんなかに



すずかし
鈴鹿市
じょうれい
こども条例

と あ さき
＜問い合わせ先＞

すずかし せいさくふ
鈴鹿市 こども政策部 こども政策課

TEL 059-382-7661

せいさくか



●みんなで知ろう、こどもの「けんり」

こどもはだれでも、生まれたときから「権利」を持っています。

「こどもの権利」とは、こどもたちが一人の人間として大切にされ、健やかに成長するために欠かせない権利です。

●みんなで知ろう、鈴鹿市こども条例

こどもの権利をまもり、全てのこどもが将来に夢と希望を持って生きることができるまちづくりを進めるための約束ごとを決めたものです。

こどもの大切な権利

差別
されない権利

安心して生き
自分らしく
育つ権利

自分の意見を
表明し社会に
参加する権利

あらゆる暴力
から守られる
権利

休み、
遊ぶ権利

必要な
医療などを
受ける権利

社会保障を
受ける権利

教育を
受ける権利

